

一般社団法人日本カバディ協会 役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）の定款第4章および役員の選任に関する規程（以下「役員選任規程」という。）第5条の規定に基づき、役員候補者選考に関する必要な事項について定める。

(任務)

第2条 役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）は、役員選任規程に基づき、役員改選に伴う理事・監事の候補者を選考し、理事会に答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 4名～10名

- 2 委員は、本協会正会員、監事、事務局および学識経験者のうちから代表理事が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選で選出する。
- 4 委員の任期は、委嘱された日から役員改選の当該理事会が終了した日までとする。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

(議決)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員自身が選考の対象となる場合は、一時選考会から退席し残る委員で審議するものとする。
- 4 委員会の決定事項は、理事会に答申し、承認を得るものとする。

(議事録)

第6条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、委員長および出席者の代表2名が署名押印の上、理事会に報告する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021年7月3日から施行する。